

令和8年度（追加受付）  
測量・建設コンサルタント等業務  
一般競争（指名競争）入札参加資格  
審査申請書作成マニュアル

京丹後市

（問い合わせ先）

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市 総務部 入札契約課

TEL(0772)69-0170 FAX(0772)69-0903

URL <https://www.city.kyotango.lg.jp>

メールアドレス nyusatsu@city.kyotango.lg.jp

## 【 目 次 】

第1 はじめに	1
1 はじめに	1
2 市内業者の定義	1
第2 申請の手続き	2
1 申請資格等について	2
2 申請書の受付期間及び提出先	2
3 申請書類の入手方法	3
4 提出書類等	3
5 行政書士による代理申請	6
6 提出書類の記載要領等	7
(記載例)	8
第3 申請後の注意事項	14
1 審査結果	14
2 資格の有効期間	14
3 申請事項の変更	14
4 入札参加資格の承継	15
第4 提出書類チェックリスト	16
(参考様式)代理人が市税等納税証明の発行を受けるときの委任状	最終

# 第1 はじめに

## 1 はじめに

京丹後市（上下水道事業及び病院事業を含む。）の測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札に参加するには、測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査を受けなければなりません。

京丹後市が発注する測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札に参加を希望される市内業者の方は、以下の事項に十分留意の上、申請を行ってください。

- (1) 今回の受付は、市内業者（次項「2 市内業者の定義」参照）のみが対象となります。
- (2) 現在、京丹後市測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格を有する方は今回申請していただく必要はありません。
- (3) 今回の申請に係る入札参加資格の有効期間は1年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）となります。なお、次回の申請が令和9年2月に予定しています令和9・10年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の定期受付となります。

## 2 市内業者の定義

本マニュアル及び申請書類における市内業者の定義は次のとおりです。

- (1) 京丹後市内に本社（店）を置く者であり、かつ法人にあっては商業登記上の本店を京丹後市内に置く者であること。
- (2) 京丹後市内に本マニュアル第2-1-（5）の入札参加資格の審査申請に係る業務の許可、認可、登録等を有している主たる営業所を置いていること。
- (3) 当該本社（店）が入札及び見積りに関する権限、契約の締結及び契約の履行に関する権限、入札保証金及び契約保証金の納付及び受領に関する権限、代金の請求及び受領に関する権限並びに復代理人選定に関する権限を有していること。
- (4) 当該本社（店）の実態があること（看板、什器等）。
- (5) 当該本社（店）に常勤職員が配置されていること。
- (6) 京丹後市税納税実績又は法人設立・開設届出書（法人のみ）の提出があること。

## 第2 申請の手続き

### 1 申請資格等について

次の各号のいずれかに該当する者は、測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査を申請できません。

また、入札参加資格の認定後に次の（2）から（7）までのいずれかに該当することになった場合は、入札参加資格を失うことがあります。

- (1) 市内業者でない者（第1-2参照）
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に該当する者
- (4) 京丹後市税及び国民健康保険税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 次の表の左欄に掲げる業務の区分のうち、入札参加資格の審査を申請しようとするものについて、同表の右欄に定める登録等を受けていない者

業務の区分	登録等
測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録
建築関係建設 コンサルタント	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録
不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による登録
その他の コンサルタント	官公庁の許可、認可、登録等(当該コンサルタントの業務を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。)

- (6) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

※ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した場合、京丹後市一般競争（指名競争）入札に参加できなくなること及び京丹後市（上下水道事業及び病院事業を含む）が発注する随意契約の相手方になることができなくなることがあります。

- (7) 入札参加資格の審査を申請する業務について、直前の営業年度に実績業務高がない者

### 2 申請書の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間

令和8年2月1日（日）から令和8年2月28日（土）まで

※郵便又は信書便による提出の場合は、令和8年2月28日（土）当日消印まで有効とします。

※持参による提出の場合は、市役所閉庁日は除く。

- (2) 提出方法

郵便、信書便又は持参により受付期間内に提出してください。

- (3) 持参による受付時間

平日 午前9時00分から午前11時45分まで

平日 午後1時00分から午後4時30分まで

- (4) 提出先

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部入札契約課

##### (5) 申請に当たっての注意事項

受付期間の後半は混雑が予想されます。申請書類に不備があれば、再度提出していたくこともありますので、余裕を持って申請してください。

### 3 申請書類の入手方法

申請書類は、次のところで入手できます。

#### (1) 京丹後市総務部入札契約課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

TEL (0772) 69-0170 (直通) FAX (0772) 69-0903

#### (2) 京丹後市各市民局

峰山市民局	京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地
大宮市民局	京都府京丹後市大宮町口大野 226 番地
網野市民局	京都府京丹後市網野町網野 385 番地の 1
丹後市民局	京都府京丹後市丹後町間人 1780 番地
弥栄市民局	京都府京丹後市弥栄町溝谷 3464 番地
久美浜市民局	京都府京丹後市久美浜町 814 番地

※ 各市民局では申請書類の配布のみとなります。申請に当たってのお問い合わせは、総務部入札契約課までお願いします。

#### (3) 京丹後市ホームページ ( <https://www.city.kyotango.lg.jp/> )

ホーム > 企業の方へ > 入札・契約情報 > 競争参加資格関係・指名停止情報

### 4 提出書類等

#### (1) 提出書類 (※の付いている書類は、該当する場合に提出してください。)

No.	提出書類	提出		説明
		法人	個人	
1	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) 【様式第1号】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"><li>「代表者氏名」欄には、必ず企業等代表者の実印を押印してください(行政書士による代理申請の場合は、押印不要)。</li><li>必要事項の記載及び押印があれば、市の様式に準じた様式でも可とします。</li></ul>
2	※ 委任状(行政書士代理申請用) 【様式第2号】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"><li>行政書士による代理申請を行う場合のみ提出してください。</li><li>委任状の日付は、令和7年11月1日以降のものに限ります。</li></ul>
3	業者カード 【様式第3号】 <u>＜市の様式で提出してください。＞</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"><li>希望する業務について、登録の有無、実績高、有資格者数等を記載してください。</li><li>直前1年間実績高の官公庁及び民間の欄のいずれにも実績高がない業務は希望することはできません(直前1年間実績高は税抜額を記載してください)。</li><li>有資格者・技術者の欄には自社の常勤の職員について記載してください(協力会社の資格者は計上しないでください)。</li></ul>

No.	提出書類	提出		説明
		法人	個人	
4	営業所一覧表 【様式第4号】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社（店）のみの場合も、本社（店）を記載してください。</li> <li>常時契約を締結する本店又は支店等営業所を記載してください。</li> <li>必要事項の記載があれば、市の様式に準じた様式でも可とします。</li> </ul>
5	希望する業務に係る登録証明書等（写し可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年11月1日以降に発行された証明書を提出してください。なお、証明書が発行されないものは、最新の登録通知書の写しを提出してください。 (申請日以降に更新及び変更があった場合は、その都度写しを提出してください。)</li> </ul>
6	測量等実績調書（直近2年間分） 【様式第5号】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>測量・建設コンサルタント等業務の業務内訳ごと（特に土木関係建設コンサルタントにおける業種）にまとめてください。</li> <li>発注者が京丹後市となっている業務はマーキングしてください。</li> <li>実績が書ききれない場合はコピーして記載してください。</li> <li>必要事項の記載があれば、市の様式に準じた様式でも可とします。</li> </ul>
7	技術者経歴書 【様式第6号】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社の常勤の職員のうち、技術者について記載してください（協力会社の資格者は記載しないでください。）。</li> <li>必要事項の記載があれば、市の様式に準じた様式でも可とします。</li> </ul>
8	京丹後市税及び国民健康保険税に係る納税証明書 (写し可、滞納のないことの証明) 【共通様式】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京丹後市各市民局（峰山市民局を除く）又は税務課にて入札参加資格申請用の納税証明書を請求してください。</li> <li>法人の場合、<u>代表者の方が納税証明書を請求する際は、税務証明交付・閲覧申請書に会社印（代表者印）が必要となります。</u></li> <li>法人の場合は<u>代表者以外の方</u>、個人事業主の場合は<u>本人以外の方が納税証明書を請求する際は、委任状が必要となります。</u> <u>ただし、法人の場合、税務証明交付・閲覧申請書に会社印（代表者印）があれば、委任状は不要です。</u></li> <li>令和7年11月1日以降に発行されたものに限ります。</li> <li>市税及び国民健康保険税が課税されていない方も左記の納税証明書は発行されますので必ず提出してください。</li> <li>本社名義の納税証明書を提出してください。</li> </ul>

No.	提出書類	提出		説明
		法人	個人	
9	消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税地を所管する税務署が発行した次のいずれかの書式の証明書を提出してください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>書式その3（請求税目単位での未納税額のない証明）</li> <li>書式その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）</li> <li>書式その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）</li> </ul> </li> <li>令和7年11月1日以降に発行されたものに限ります。</li> <li>免税業者の方も左記の納税証明書は発行されますので必ず提出してください。</li> <li>本人（代表者）以外の方が請求する場合は委任状が必要となります。</li> </ul>
10	直前の年度における財務諸表	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表</li> <li>個人の場合は、令和6年分の所得税確定申告時（又は収支決算書）に添付した損益計算書（又は収支内訳書）及び貸借対照表の写しを提出してください。</li> </ul>
11	商業登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書（写し可）	○	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の場合のみ提出してください。</li> <li>令和7年11月1日以降に発行されたものに限ります（法務局で発行）。</li> </ul>
12	※ 現況報告書（地方整備局等に提出し、その確認印を受けたものの写し）	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント登録のある方のみ提出してください。</li> <li>複数の部門の現況報告書がある場合、部門ごとに付箋を貼るか、クリップで留めるか等により部門ごとに分けしてください。</li> <li>申請書提出時の直前1年以内のものに限ります（決算日の関係で、直近の「現況報告書」を提出済みだが確認済印の押印が未了の場合は、提出済みの直近の報告書の写しを提出し、押印済みのものが返却され次第、速やかにその写しを提出してください。）。</li> <li>新規登録から申請までに決算日がなく「現況報告書」がない場合、「登録通知書の写し」を提出してください。</li> <li>報告書に添付した財務諸表の部分については提出の必要はありません。</li> </ul>
13	代表者の印鑑証明書（写し可）	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年11月1日以降に発行されたものに限ります。</li> <li>法人の場合は法務局で発行される代表者の印鑑証明書、個人事業主の場合は住民登録地の役所で発行される個人事業主の印鑑証明を提出してください。</li> </ul>
14	使用印鑑届 【様式第7号】	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札、見積り、契約の締結、代金の請求及び受領に 関し使用する印鑑を使用印欄に押印してください。</li> </ul>

※ 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者について  
個人事業主の方で、「代表者の身分証明書」及び「代表者の登記されていないことの証明書」  
の提出については不要としますが、申請時に契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始  
の決定を受けて復権を得ない者である等、虚偽の記載があった場合は、競争入札に参加すること  
ができません。

(2) 提出書類等に係る注意事項

- ア 書類の提出部数は全て1部ずつです。
- イ 証明書類の写しを提出される場合は、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- ウ 書類は、できる限りA4版に統一してください。
- エ 提出書類は必ず本マニュアル「第2-4-(1) 提出書類」の表の番号の若い順にそ  
ろえて、青色のA4紙ファイル（縦置き、提出書類が厚い場合は紐綴じしてください。）  
に綴じ、表紙及び背表紙に会社名又は事業所名を明記して提出してください。
- オ 受領書が必要な方は、申請書受領書（任意様式）及び返信用封筒（封筒には必ず切  
手を貼ってください。）又は返信用はがき（裏面に申請書受領書の内容を記載したもの）  
を必ず添付してください。
- ※ 申請書受領書又は返信用はがき（裏面）には、必ず「**京丹後市**」及び「**入札参加  
資格審査申請書**」の文字を記載してください。
- カ 申請書類等の記載事項について、審査の必要があるときは、その記載事項を証明で  
きる資料等の提出を求めることがあります。
- キ 提出いただいた書類は、一切返却いたしません。

※ 必要書類の提出がないときは、事実が確認できないため一般競争（指名競争）入札参加  
資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の受付ができません。

## 5 行政書士による代理申請

入札参加資格審査申請において、行政書士による代理申請ができます。

行政書士が代理申請を行う場合には、次の点に御注意願います。

(1) 委任状の提出

代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人となる行政書士への委任状の提出が  
必要です。

委任状は市の様式によることとし、必ず次の条件を満たしたもの（正本）を提出してくだ  
さい。

- ア 委任状の日付は、令和7年11月1日以降のものであること。
- イ 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- ウ 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- エ 委任者及び受任者の氏名、住所の記載及び押印があること。

(2) 申請書への押印

行政書士が代理申請する場合、申請書（様式第1号）への押印は、申請代理人の受任印  
のみで結構です（代表者の実印押印は不要）。ただし、委任状の受任者欄に押印した印鑑と  
同一のものを使用してください。

## 6 提出書類の記載要領等

提出書類の記載要領及び見本様式は次に示すとおりです。

なお、提出書類の記載にあたって不明な点等あれば、総務部入札契約課（TEL0772-69-0170）までお問い合わせください。

(様式第1号)

01 ① : 新規 2 : 更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※ 申請者 04 の規模	05 適格組 合証明	年 月 日 号
---------------------	----------	-----------	-----------------	---------------	------------

## 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和8年度において、貴市で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 8 年 2 月 5 日

京丹後市長 中山 泰 様

申請日を記載してください。  
郵送の場合は、当日消印日  
を記載してください。

- ① 法人で登記簿上の所在地と営業上の所在地が異なる場合は、営業  
上の所在地を記載し、欄外に登記簿上の所在地を記載してください。  
②個人の方で、住所地と事業所の所在地が異なる場合は、事業所の所  
在地を記載してください。

06 本社(店)郵便番号	6 2 7 - 8 5 6 7	フリガナ	キヨウトフヨウダンコウシミネヤマチヨウスギタニ	07 本社(店)住所	京都府京丹後市峰山町杉谷 889-2-5	フリガナ	キヨウタンコソクリヨウ	08 商号又は名称	(株)京丹後測量	09 役職	代表取締役	フリガナ	キヨウタンコタロウ	10 担当者氏名	峰山次郎	11 本社(店)電話番号	0 7 7 2 - 6 9 - 0 0 0 1	12 担当者電話番号	0 7 7 2 - 6 9 - 0 1 7 0	(内線番号 1 1 7 2 )	13 本社(店)FAX番号	0 7 7 2 - 6 9 - 0 9 0 3	14 メールアドレス	nyusatsu@city.kyotango.lg.jp	15 行政書士による代理申請欄	行政書士による代理申請の場合は、委任状の受任者 欄に押印した印鑑(受任印)を押印してください。 (※行政書士による代理申請の場合は、押印不要です。)	15 申請代理人	申請代理人郵便番号	申請代理人住所	申請代理人氏名	受任印	申請者の社員のうち申請内容を把握している 方(当方からの、当該申請についての質問に 申請代理人電話番号 答えることができる方)を記載してください。
16 登録を受けている事業																																

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第(7)-1234号	H17年12月12日	建築土事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日

※欄については、記入しないこと（以下同じ）。

(様式第2号)

## 委任状

(代理申請用)

委任状の日付は令和7年11月1日  
以降にしてください。

京丹後市長様

令和 8 年 2 月 3 日

委任者 住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷889-2-5

商号又は名称 株式会社京丹後測量

代表者職氏名 代表取締役 京丹後 太郎

添付した印鑑証明書と  
同じ印鑑(実印)を押印  
してください。

(実印)

私は、下記の者を代理人と定め、京丹後市との間における令和8年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

記

### 1. 委任事項

- 1 申請書類の作成に関すること
- 2 申請の代理に関すること
- 3 記載事項の訂正に関すること
- 4 受領書の受理に関すること

受領書の受理を委任される場合は、4も記載してください。

「行政書士登録番号」には、  
行政書士証票の番号を必ず記載してください。

### 2. 受任者

住 所 京都府京丹後市網野町網野385-1

行政書士登録番号 ×××××××

申請代理人氏名 行政書士 網野 三郎

電話番号 0772-69-0713

(受任印)

### 委任状の条件

- 1 委任状の日付が令和7年11月1日以降のもの。
- 2 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- 3 行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。
- 4 委任者及び受任者の氏名及び住所の記載並びに押印があること。

ここで押印した印鑑(受任印)  
を申請書に押印してください。

## 業者力一

「K」から始まる10桁、もしくは「0(ゼロ)」から始まる8桁の番号を記載してください。

業務実績情報システム(TECRIS)における企業ID

0 1 2 3 4 5 6 7 (10桁)

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)における会社コード

\_\_\_\_\_ (8桁)

部門	業務内訳	登録	希望	直前1年間実績高		有資格者・技術者(人)			
				官公庁(税抜・千円)	民間(税抜・千円)	測量士	測量士補	地籍調査管理技術者	地籍主査調査員
測量	小計(測量)			3,000	60	測量士	測量士補	地籍調査管理技術者	地籍主査調査員
	測量一般	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1,500	50	5	3	1	2
	地図の調整	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1,000	10	地籍工程管理士	土地家屋調査士		
	航空測量	<input type="radio"/>		500		1	2		
建築関係	小計(建築関係コンサル)			6,200		一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算士
	建築一般	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	5,000					
	構造造房	<input type="radio"/>		200					
	暖冷房生	<input type="radio"/>		1,000					
希望する業務について登録があれば、登録欄に○印を記載してください。				希望する業務について直前1年間の完成業務について、官公庁と民間に分けて記載してください(数値は税抜額を記載してください。)。				希望する業務に係る有資格者・技術者数を記載してください。なお、有資格者・技術者数は自社の常勤の職員について記載してください(協力会社の資格者は計上しないでください。)。	
コ	工事監理(建築)	<input type="radio"/>							
ン	工事監理(電気)	<input type="radio"/>							
工	工事監理(機械)	<input type="radio"/>							
調									
サ									
ル									
希望する業務について、希望欄に○印を記載してください。				希望する業務について直前1年間の完成業務について、官公庁と民間に分けて記載してください(数値は税抜額を記載してください。)。				希望する業務に係る有資格者・技術者数を記載してください。なお、有資格者・技術者数は自社の常勤の職員について記載してください(協力会社の資格者は計上しないでください。)。	
なお、直前1年間に官公庁及び民間の実績高がない業務を希望することはできません。				5,500		技術士(総合)	技術士	RCCM	
建築関係	電気工木								
	道路	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2,000					
	鉄道								
	上水道及び工業用水								
	下水道								
	農業土木								
	森林土木								
	水産土木								
	廃棄物								
	造園								
技術士(総合)と技術士、RCCMの取り扱いについては、技術士(総合)と技術士、RCCMの部門が重複する場合、どれか1つに計上してください。選択科目が異なる場合、それぞれに記載してください。				技術士(総合)と技術士(道路)、RCCM(道路)の資格を所持している場合、当該部門においてどれか1つの資格に記載してください。				(例1): 1人の技術者が技術士(総合・建設・道路)と技術士(道路)、RCCM(道路)の資格を所持している場合、当該部門においてどれか1つの資格に記載してください。	
(例2): 1人の技術者が技術士(総合・建設・道路)と技術士(都市及び地方計画)、RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を所持している場合、それぞれの部門の資格に記載してください。									
建設関係	土質及び基礎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3,500					
	鋼構造及びコンクリート								
	トレンネル								
	施工計画・施工設備及び積算								
	建設環境								
	機械								
	電気電子								
	宅地造成								
	施工管理								
地質調査						技術士(総合)	技術士	地質調査技師	
地質調査									
補償関係	小計(補償関係コンサル)			1,100	200	補償業務管理士	測量士	一級建築士	
	土地調査								
	土地評価	<input type="radio"/>		1,000	200	1			
	物件								
	機械工作物								
	営業補償・特殊補償								
	事業損失								
	補償関連								
不動産鑑定				100		不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	司法書士
登記手続等						1			2

※「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望するには、測量法第55条の登録が必要です。

※「建築関係コンサル」における「建築一般」を希望するには、建築士法第23条の登録が必要です。

※「補償関係コンサル」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要です。

※工事監理(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。

※「直前1年間実績高」には、消費税抜きの金額を記載してください。

## 測量等実績調書

(登録業種区分)

土木関係建設コンサルタント 道路

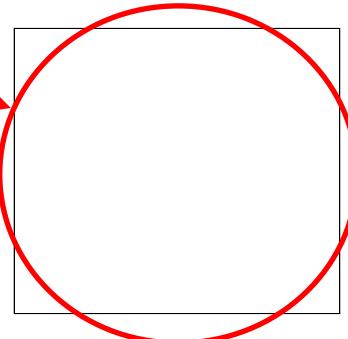
### 【記載要領】

- 1 本表は、登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類の各別に作成すること。  
2 「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を記載すること。  
3 下請の場合、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。  
4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。  
5 本表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。  
6 JVで請け負った場合は、「元請又は下請の別」欄にJVと記載すること。

## 使 用 印 鑑 届

入札、見積り、契約の締結、  
代金の請求及び受領及びその他の契約に関し使用する印鑑を押印してください。

使用印



上記の印鑑は、入札及び見積り並びに契約の締結並びに代金の請求受領のために使用したいのでお届けします。

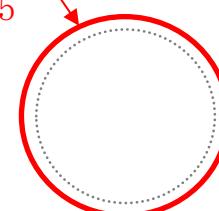
令和 8 年 2 月 5 日

添付した印鑑証明書と  
同じ印鑑(実印)を押印  
してください。

住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷889-2-5

商号又は名称 株式会社京丹後測量

代表者職氏名 代表取締役 京丹後 太郎



(実印)

(共通様式)

証明番号	税務第号	住所 (本社所在地)	※ 京都府京丹後市峰山町杉谷889-2-5
		氏名	※ 株式会社京丹後測量

**市税等納税証明書**

住所(所在地)及び氏名(称号又は名称)を記載  
後、京丹後市の各市民局(峰山市民局を除く)  
又は税務課で証明を受けたものを提出してください。  
提出していただくのは本社名義の納税証  
明書です。

使用目的	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請のため。		
証明事項	市税及び国民健康保険税(附帯金を含む。)について滞納がないこと。	備考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

京丹後市長 中山泰

記入上の注意 本様式については、市内業者及び準市内業者の方のみ提出が必要となります。  
※印の事項だけ記入してください。

## 第3 申請後の注意事項

### 1 審査結果

審査の結果、入札参加資格があると認めた者に対し、認定通知書を送付するとともに、入札参加資格者名簿に登録します。また、不受理の場合は、不受理通知を送付します。

なお、入札参加資格者名簿は、一般の閲覧に供するほか、京丹後市ホームページで公表しますので、あらかじめ御了承ください。

### 2 資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加資格の有効年度は、令和8年度（有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間）となります。ただし、入札参加資格の認定後でも本マニュアル第2-1-（2）から（7）までのいずれかに該当することになった場合は、入札参加資格を失うことがあります。

※ 次回の定期申請受付時期は、令和9年2月の予定です。

### 3 申請事項の変更

申請事項に変更があった場合は、速やかに総務部入札契約課に必要な書類を添付して「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等業務）」を提出してください。

変更届様式は、京丹後市ホームページから入手できます。

（<https://www.city.kyotango.lg.jp/>）

ホーム > 企業の方へ > 入札・契約情報 > 競争参加資格関係・指名停止情報

#### 変更届に必要な添付書類

変更事項	添付書類	
	個人	法人
商 号 又 は 名 称	(添付書類不要)	<ul style="list-style-type: none"><li>商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）</li><li>印鑑証明書（写し可）</li><li>使用印鑑届</li><li>年間委任状（年間委任状提出者のみ）</li></ul>
本 社 所 在 地	(添付書類不要)	<ul style="list-style-type: none"><li>商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）</li></ul>
法人の資本金額、出資総額		
代 表 者	<ul style="list-style-type: none"><li>承継申請書及び京丹後市が求める書類を提出</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）</li><li>年間委任状（年間委任状提出者のみ）</li></ul>

登録・許可番号、登録・許可年月日 登 録 ・ 許 可 部 門	・ 登録・許可通知書又は登録・許可証明書（写し可）	・ 登録・許可通知書又は登録・許可証明書（写し可）
実 印	・ 印鑑証明書（写し可） ・ 使用印鑑届 ・ 年間委任状（年間委任状提出者のみ）	・ 印鑑証明書（写し可） ・ 使用印鑑届 ・ 年間委任状（年間委任状提出者のみ）
使 用 印 鑑 受任者（年間委任状提出者のみ）	・ 使用印鑑届 ・ 年間委任状（年間委任状提出者のみ）	・ 使用印鑑届 ・ 年間委任状（年間委任状提出者のみ）
本 社 、 受 任 者 の 連 絡 先	（添付書類不要）	（添付書類不要）

※ 提出書類等の記載事項について審査の必要があるときは、その記載事項を証明できる資料等の提出を求めることがあります。

#### 4 入札参加資格の承継

測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格者が、次のような事例に該当し、その資格の承継を希望する場合は、速やかに「測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格承継申請書」を提出してください。

承継申請がない場合は資格がなくなりますので注意してください。

なお、承継申請の詳細は、総務部入札契約課（TEL0772-69-0170）へお問い合わせください。

事 例
相続が発生したとき。
前営業者が老齢、疾病等により営業に従事できなくなった場合において、生計を一にする同居の親族が代わって営業するとき。
個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。
会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。

## 第4 提出書類チェックリスト

測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格申請を行う前に、提出書類がそろっているかどうかを、次のチェックリストにより再度確認してください。

有・無	順番	法人	個人	提出書類
	1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）【様式第1号】（市の様式に準じた様式でも可）
	2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 委任状（代理申請用）【様式第2号】
	3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	業者カード【様式第3号】< <u>市の様式で提出してください。</u> >
	4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所一覧表【様式第4号】（市の様式に準じた様式でも可）
	5	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	希望する業務に係る登録証明書等（写し可）
	6	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	測量等実績調書（直近2年間分）【様式第5号】 (市の様式に準じた様式でも可)
	7	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	技術者経歴書【様式第6号】（市の様式に準じた様式でも可）
	8	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	京丹後市税及び国民健康保険税に係る納税証明書（写し可、滞納のないことの証明）【共通様式】 (本社名義の納税証明書を提出してください。)
	9	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）
	10	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	直前の営業年度における財務諸表 (個人の場合は、令和6年分の所得税確定申告時（又は収支決算書）に添付した損益計算書（又は収支内訳書）及び貸借対照表の写し)
	11	<input type="radio"/>	不要	商業登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書（写し可）
	12	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※ 現況報告書 (地方整備局等に提出し、その確認印を受けたものの写し)
	13	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	代表者の印鑑証明書（写し可）
	14	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	使用印鑑届【様式第7号】
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・青色のA4タテ紙ファイル（背表紙等に事業所名を記載し、提出書類を綴込） ・受領書が必要な方は、別途添付してください。

「※」印は、本マニュアル「第2-4-（1）提出書類」の表内の説明欄の内容に該当する者のみ提出してください。

## 【注意】

この委任状（参考様式）は、京丹後市役所の各市民局（峰山市民局を除く）又は税務課の窓口で、法人の場合は代表者以外の方、個人事業主の場合は本人以外の方が納税証明（滞納がないことの証明）を取っていただくときに必要です。

ただし、法人の場合、税務証明交付・閲覧申請書に会社印（代表者印）があれば、委任状は不要です。

..... キ リ ト リ セ ン .....

## 委 任 状

代理 人 住 所 \_\_\_\_\_  
(たのまれた方)  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の請求に関する一切の権限を委任します。

証明事項 市税及び国民健康保険税（附帯金を含む。）について滞納がないこと。  
使用目的 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請のため

令和 年 月 日

京丹後市長 様

委 任 者 所在地 \_\_\_\_\_  
(たのんだ方)  
商号又は名称  
(代表者氏名)  
\_\_\_\_\_

印